

中部運輸局自動車交通部

平成29年5月25日定例記者懇談会発表



連絡先

中部運輸局 自動車交通部

旅客第一課 担当：白木、鈴木

Tel 052-952-8035

貸切バス適正化機関を指定

～安全・安心な貸切バスの運行の実現に向けて～

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い意志のもとに、平成28年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。

また、平成28年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて、適正化機関が巡回指導等を行うための負担金徴収制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受け、平成29年4月3日に中部5県の各バス協会により設立された「一般財団法人中部貸切バス適正化センター」より、上記の巡回指導を行うため、道路運送法第43条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定申請がなされ、同条同項に基づき、本日指定しましたのでお知らせします。

なお、本日15時より局長室において指定書交付式を執り行います。

【指定機関の概要】

指 定 日 平成29年5月25日
名 称 一般財団法人 中部貸切バス適正化センター
所 在 地 名古屋市中区金山一丁目9番19号
代 表 理 事 加藤 博和（名古屋大学教授）
指 定 区 域 愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県
指 定 種 別 一般貸切旅客自動車運送事業

参考：「適正化機関の業務」については別紙のとおりです。

※平成29年8月から巡回指導業務の開始を予定しております。

- 国は悪質事業者に対して重点的に監査を行うこととし、これを可能とするため、適正化機関を活用することにより、すべての貸切バス事業者をチェックして悪質事業者を洗い出す。

